

長崎県子育て条例行動計画(令和2年度～令和6年度)(案)の概要

第I篇～第IV篇 策定の趣旨等

I 策定の趣旨

前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い策定

II 計画の性格

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を明示するとともに、下記の計画を兼ねる。

次世代育成支援対策にかかる県行動計画

県子ども・子育て支援事業支援計画

県ひとり親家庭等自立促進計画

子ども・若者育成支援にかかる県行動計画

III 計画期間

令和2年度から令和6年度まで

IV 子ども・子育ての現状

少子化の現状及び要因と背景、子どもを取り巻く状況等

第V篇～第VI篇 計画の基本的な考え方等

【基本理念】県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備
安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現

【基本的考え方】

一人ひとりの子どもに応じた支援を行い、子どもの生きる力をはぐくむ。
子どもが失敗してもやり直せる寛容性のある社会をつくる。
子どもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
地域の子どもをしっかりと育てる地域力を高める。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

第VII篇 計画内容

- 1 妊娠・出産の支援
 - 1 妊娠・出産期における支援
 - 2 不妊治療対策の充実
- 2 子どもや子育て家庭への支援
 - 1 子どもの成長に応じた支援
 - 2 子どもの健やかな育ちへの支援
 - 3 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成
- 3 仕事と生活が調和する社会の実現
 - 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - 3 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現
- 4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
 - 1 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進
 - 2 障害児施策の充実
 - 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - 4 子どもの貧困対策について
- 5 安全・安心な子育ての環境づくり
 - 1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - 2 子ども等の安全の確保
 - 3 子育てを支援する生活環境の整備
- 6 県民総ぐるみの子育て支援
 - 1 ココロねっこ運動の推進
 - 2 家庭の日の普及
- 7 子どもの心と命を守るための取組
 - 1 関係機関の連携強化
 - 2 特別な配慮が必要な子どもへの支援

【今後のスケジュール】

R1.11.25～12.13 パブリックコメント
R2.3 計画策定